

保 健 福 祉 委 員 会

令和7年3月27日

【議 案】

- (1) 議案第56号 葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例（国保年金課長）

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

国保年金課

1 改正理由

保険料率を改めるほか、所要の改正をする必要があるため。

2 改正内容

(1) 保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12、第15条の16及び第16条の4）

所得割率、均等割額、賦課割合及び賦課限度額を改める。

ア 基礎分（医療分） (: 条例改正に該当する部分)

	令和6年度		令和7年度
所得割率	旧ただし書き所得の 8.69%	➔	旧ただし書き所得の 7.71%
均等割額	49,100円		47,300円
賦課割合	所得割53：均等割47		所得割52：均等割48
賦課限度額	65万円		66万円

イ 後期高齢者支援金分 (: 条例改正に該当する部分)

	令和6年度		令和7年度
所得割率	旧ただし書き所得の 2.80%	➔	旧ただし書き所得の2.69%
均等割額	16,500円		16,800円
賦課割合	所得割52：均等割48		所得割52：均等割48
賦課限度額	24万円		26万円

ウ 介護納付金分 (: 条例改正に該当する部分)

	令和6年度		令和7年度
所得割率	旧ただし書き所得の 2.36%	➔	旧ただし書き所得の 2.25%
均等割額	16,500円		16,600円
賦課割合	所得割53：均等割47		所得割53：均等割47
賦課限度額	17万円		17万円

(2) 低所得者の保険料の軽減判定基準の改定（第19条の2）

保険料均等割額の5割軽減及び2割軽減の判定基準を改める。

(: 条例改正に該当する部分)

令和6年度			令和7年度	
軽減割合	総所得金額等の合計が下記に該当する世帯		軽減割合	総所得金額等の合計が下記に該当する世帯
7割	43万円＋(給与所得者等の数－1)×10万円 以下		7割	43万円＋(給与所得者等の数－1)×10万円 以下
5割	43万円＋(給与所得者等の数－1)×10万円＋(29万5千円×被保険者数) 以下	⇒	5割	43万円＋(給与所得者等の数－1)×10万円＋(30万5千円×被保険者数) 以下
2割	43万円＋(給与所得者等の数－1)×10万円＋(54万5千円×被保険者数) 以下		2割	43万円＋(給与所得者等の数－1)×10万円＋(56万円×被保険者数) 以下

(3) 低所得者の保険料の減額の改定（第19条の2）

均等割額の改定に伴い、減額（7割・5割・2割）する額を改める。

ア 基礎分（医療分）

(: 条例改正に該当する部分)

		令和6年度		令和7年度
基礎分（医療分）均等割額		49,100円		47,300円
7割減額	減額する額	34,370円		33,110円
	減額後の均等割額	14,730円		14,190円
5割減額	減額する額	24,550円	⇒	23,650円
	減額後の均等割額	24,550円		23,650円
2割減額	減額する額	9,820円		9,460円
	減額後の均等割額	39,280円		37,840円

イ 後期高齢者支援金分 (: 条例改正に該当する部分)

		令和6年度		令和7年度
後期高齢者支援金分均等割額		16,500円		16,800円
7割減額	減額する額	11,550円	➡	11,760円
	減額後の均等割額	4,950円		5,040円
5割減額	減額する額	8,250円		8,400円
	減額後の均等割額	8,250円		8,400円
2割減額	減額する額	3,300円		3,360円
	減額後の均等割額	13,200円		13,440円

ウ 介護納付金分 (: 条例改正に該当する部分)

		令和6年度		令和7年度
介護納付金分均等割額		16,500円		16,600円
7割減額	減額する額	11,550円	➡	11,620円
	減額後の均等割額	4,950円		4,980円
5割減額	減額する額	8,250円		8,300円
	減額後の均等割額	8,250円		8,300円
2割減額	減額する額	3,300円		3,320円
	減額後の均等割額	13,200円		13,280円

(4) 未就学児の被保険者均等割額の減額の改定（第19条の4）

均等割額の改定に伴い、5割減額する額を改める。

ア 基礎分（医療分）（ ：条例改正に該当する部分）

		令和6年度	令和7年度
基礎分（医療分）均等割額		49,100円	47,300円
7割減額世帯	7割減額後の均等割額	14,730円	14,190円
	減額する額	7,365円	7,095円
	減額後の均等割額	7,365円	7,095円
5割減額世帯	5割減額後の均等割額	24,550円	23,650円
	減額する額	12,275円	11,825円
	減額後の均等割額	12,275円	11,825円
2割減額世帯	2割減額後の均等割額	39,280円	37,840円
	減額する額	19,640円	18,920円
	減額後の均等割額	19,640円	18,920円
上記以外の世帯	均等割額	49,100円	47,300円
	減額する額	24,550円	23,650円
	減額後の均等割額	24,550円	23,650円

イ 後期高齢者支援金分（ ：条例改正に該当する部分）

		令和6年度	令和7年度
後期高齢者支援金分均等割額		16,500円	16,800円
7割減額世帯	7割減額後の均等割額	4,950円	5,040円
	減額する額	2,475円	2,520円
	減額後の均等割額	2,475円	2,520円
5割減額世帯	5割減額後の均等割額	8,250円	8,400円
	減額する額	4,125円	4,200円
	減額後の均等割額	4,125円	4,200円
2割減額世帯	2割減額後の均等割額	13,200円	13,440円
	減額する額	6,600円	6,720円
	減額後の均等割額	6,600円	6,720円
上記以外の世帯	均等割額	16,500円	16,800円
	減額する額	8,250円	8,400円
	減額後の均等割額	8,250円	8,400円

(5) その他の改正に伴う規定の整備（第6条）
国民健康保険法の改正に伴う規定の整備を行う。

(6) 施行予定期日
令和7年4月1日から施行する。

【参考資料1】

1人当たり保険料等の推移

年 度		7年度（案）		6年度		5年度		4年度		3年度	
23区統一 保険料率等	所得割料率	12.65%		13.85%		—		—		—	
	前年度比	—		—		—		—		—	
	均等割額	80,700円		82,100円		76,300円		71,900円		69,000円	
	前年度比	△1,400円	△1.71%	5,800円	7.60%	4,400円	6.12%	2,900円	4.20%	600円	0.88%
1人当たり 保険料	23区総体	192,238円		196,019円		182,171円		171,380円		165,868円	
	前年度比	△3,781円	△1.93%	13,848円	7.60%	10,791円	6.30%	5,512円	3.32%	3,716円	2.29%
	葛飾区	168,180円		173,353円		157,526円		151,470円		142,510円	
	前年度比	△5,173円	△2.98%	15,827円	10.05%	6,056円	4.00%	8,960円	6.29%	△4,280円	△2.92%

【参考資料2】

令和7年度収入別・世帯構成別保険料試算（23区）

（1）年金受給者（65歳以上）世帯〔基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分による試算〕

世帯 年収 年度	1人世帯				2人世帯			
	年収100万円	※年収153万円	年収200万円	年収300万円	年収100万円	※年収153万円	年収200万円	年収300万円
令和6年度①	19,680円	19,680円	106,483円	234,503円	39,360円	39,360円	119,603円	300,103円
令和7年度②	19,230円	19,230円	100,160円	216,980円	38,460円	38,460円	112,980円	281,080円
増減額 ②-①	△ 450円	△ 450円	△ 6,323円	△ 17,523円	△ 900円	△ 900円	△ 6,623円	△ 19,023円
対前年度比 ②/①	0.977	0.977	0.941	0.925	0.977	0.977	0.945	0.937
均等割軽減割合	7割	7割	2割		7割	7割	5割	

【試算に係る諸設定】

保険料率等 (旧たし書方式)	令和7年度基準保険料率			令和6年度基準保険料率		
	58:42			58:42		
	基礎分	支援金分	介護分	基礎分	支援金分	介護分
所得割率	7.71%	2.69%	2.25%	8.69%	2.80%	2.36%
均等割額	47,300円	16,800円	16,600円	49,100円	16,500円	16,500円
1人当たり保険料額	112,646円	40,027円	39,565円	117,124円	39,396円	39,499円
賦課限度額	660,000円	260,000円	170,000円	650,000円	240,000円	170,000円

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

（2）給与所得者（65歳未満）世帯〔基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分・介護納付金分による試算〕

世帯 年収 年度	1人世帯					2人世帯					3人世帯				
	※年収98万円	年収100万円	年収200万円	年収300万円	年収400万円	※年収98万円	年収100万円	年収200万円	年収300万円	年収400万円	※年収98万円	年収100万円	年収200万円	年収300万円	年収400万円
令和6年度①	24,630円	43,820円	205,365円	302,315円	404,805円	49,260円	84,870円	254,625円	384,415円	486,905円	59,100円	101,270円	280,865円	377,815円	519,705円
令和7年度②	24,210円	42,880円	193,285円	281,835円	375,445円	48,420円	83,230円	241,705円	362,535円	456,145円	58,035円	99,255円	209,310円	355,895円	488,195円
増減額 ②-①	△ 420円	△ 940円	△ 12,080円	△ 20,480円	△ 29,360円	△ 840円	△ 1,640円	△ 12,920円	△ 21,880円	△ 30,760円	△ 1,065円	△ 2,015円	△ 71,555円	△ 21,920円	△ 31,510円
対前年度比 ②/①	0.983	0.979	0.941	0.932	0.927	0.983	0.981	0.949	0.943	0.937	0.982	0.980	0.745	0.942	0.939
均等割軽減割合	7割	5割				7割	5割	2割			7割	5割	2割	2割	

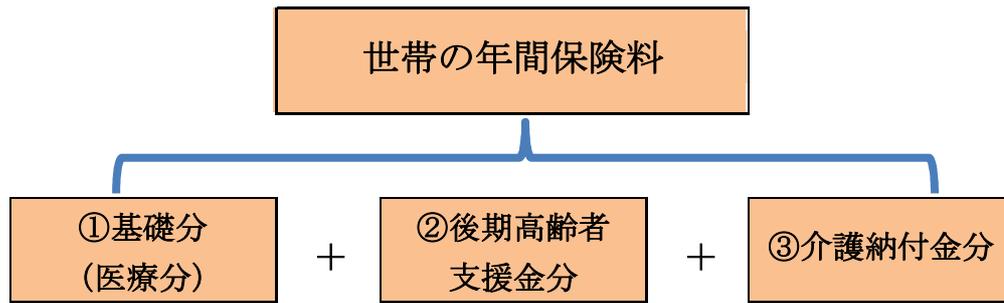
【参考資料 3】

保険料の算定方法

年間の保険料額は、基礎分（医療分）と後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合計額となる。

所得割額は、旧ただし書き所得（※）がある場合に算定する。

均等割額は、国保に加入している方全員に算定する。なお、一定の所得以下の世帯は7割、5割、2割の減額を行う。さらに、世帯に属する未就学児については、均等割額（一定の所得以下の世帯に属する場合は、減額後の均等割額）の5割減額を行う。



① 基礎分（医療分）（賦課限度額 66 万円）

【所得割額】 加入者全員の「旧ただし書き所得」の合計	× 7.71%	+	【均等割額】 47,300円 ×加入者数
--------------------------------------	---------	---	-----------------------------------

② 後期高齢者支援金分（賦課限度額 26 万円）

【所得割額】 加入者全員の「旧ただし書き所得」の合計	× 2.69%	+	【均等割額】 16,800円 ×加入者数
--------------------------------------	---------	---	-----------------------------------

③ 介護納付金分（賦課限度額 17 万円）

介護保険第2号被保険者（40歳～64歳の加入者）

【所得割額】 該当者全員の「旧ただし書き所得」の合計	× 2.25%	+	【均等割額】 16,600円 ×該当者数
--------------------------------------	---------	---	-----------------------------------

※ 旧ただし書き所得

前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除額 43 万円を差し引いた額をいう（雑損失の繰越控除額は控除しない）。

3 葛飾区国民健康保険条例 新旧対照表（改正部分抜粋）

現 行	改正案
○葛飾区国民健康保険条例 昭和34年11月16日 条例第13号	○葛飾区国民健康保険条例 昭和34年11月16日 条例第13号
（療養の給付の範囲）	（療養の給付の範囲）
第6条 療養の給付の範囲は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第36条第1項に定めるところによる。 （昭51条例23・全改、昭59条例53・一部改正）	第6条 療養の給付の範囲は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第36条第1項 及び第54条の3第4項 に定めるところによる。 （昭51条例23・全改、昭59条例53・一部改正）
（基礎賦課額の保険料率）	（基礎賦課額の保険料率）
第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1) 所得割 100分の8.69 （基礎賦課総額の 100分の53 に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）	(1) 所得割 100分の7.71 （基礎賦課総額の 100分の52 に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 4万9,100円 （基礎賦課総額の 100分の47 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） （平12条例38・全改、平13条例5・平14条例24・平15条例17・平16条例14・平17条例18・平18条例30・平19条例11・平20条例3・平21条例18・平21条例32・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令3条例17・令4条例22・令5条例29・令6条例15・一部改正）	(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 4万7,300円 （基礎賦課総額の 100分の48 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） （平12条例38・全改、平13条例5・平14条例24・平15条例17・平16条例14・平17条例18・平18条例30・平19条例11・平20条例3・平21条例18・平21条例32・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令3条例17・令4条例22・令5条例29・令6条例15・一部改正）
（基礎賦課限度額）	（基礎賦課限度額）
第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、 65万円 を超えることができない。 （昭61条例13・追加、昭62条例12・昭63条例15・平元条例15・平2条例16・平4条例23・平5条例26・平6条例13・平8条例28・平10条例19・一部改正、平12条例38・旧第15条の7繰下・一部改正、平14条例45・平20条例3・平22条例20・平23条例17・平27条例18・平28条例26・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令4条例22・令5条例80・令6条例15・一部改正）	第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、 66万円 を超えることができない。 （昭61条例13・追加、昭62条例12・昭63条例15・平元条例15・平2条例16・平4条例23・平5条例26・平6条例13・平8条例28・平10条例19・一部改正、平12条例38・旧第15条の7繰下・一部改正、平14条例45・平20条例3・平22条例20・平23条例17・平27条例18・平28条例26・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令4条例22・令5条例80・令6条例15・一部改正）
（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）	（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）
第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1) 所得割 100分の2.80 （後期高齢者支援金等賦課総額の100分の52に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除	(1) 所得割 100分の2.69 （後期高齢者支援金等賦課総額の100分の52に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除

後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき**1万6,500円**（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の48に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（平20条例3・追加、平21条例18・平21条例32・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令3条例17・令4条例22・令5条例29・令6条例15・一部改正）

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、**24万円**を超えることができない。

（平20条例3・追加、平22条例20・平23条例17・平26条例10・平27条例18・平28条例26・令4条例22・令5条例29・令5条例80・令6条例15・一部改正）

（介護納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 **100分の2.36**（介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき**1万6,500円**（介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（平12条例38・追加、平13条例5・平14条例24・平15条例17・平16条例14・平17条例18・平18条例30・平19条例11・平20条例3・平21条例18・平21条例32・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令3条例17・令4条例22・令5条例29・令6条例15・一部改正）

（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が**65万円**を超える場合には、**65万円**）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が**24万円**を超える場合には、**24万円**）並びに

後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき**1万6,800円**（後期高齢者支援金等賦課総額の100分の48に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（平20条例3・追加、平21条例18・平21条例32・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令3条例17・令4条例22・令5条例29・令6条例15・一部改正）

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、**26万円**を超えることができない。

（平20条例3・追加、平22条例20・平23条例17・平26条例10・平27条例18・平28条例26・令4条例22・令5条例29・令5条例80・令6条例15・一部改正）

（介護納付金賦課額の保険料率）

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 **100分の2.25**（介護納付金賦課総額の100分の53に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき**1万6,600円**（介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（平12条例38・追加、平13条例5・平14条例24・平15条例17・平16条例14・平17条例18・平18条例30・平19条例11・平20条例3・平21条例18・平21条例32・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令3条例17・令4条例22・令5条例29・令6条例15・一部改正）

（低所得者の保険料の減額）

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が**66万円**を超える場合には、**66万円**）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が**26万円**を超える場合には、**26万円**）並びに

第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者に

第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者に

あつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**3万4,370円**

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**1万1,550円**

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**1万1,550円**

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、**29万5,000円**に当該年度の保険料の賦課期日(保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**2万4,550円**

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**8,250円**

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**8,250円**

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、**54万5,000円**に当該年度の保険料の賦課期日(保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**9,820円**

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**3,300円**

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**3,300円**

(昭38条例37・追加、昭40条例14・昭40条例32・昭41条例29・昭42条例33・昭43条例21・昭44条例23・昭51条例23・昭

あつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**3万3,110円**

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**1万1,760円**

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**1万1,620円**

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、**30万5,000円**に当該年度の保険料の賦課期日(保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**2万3,650円**

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**8,400円**

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**8,300円**

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、**56万円**に当該年度の保険料の賦課期日(保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合)には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**9,460円**

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**3,360円**

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき**3,320円**

(昭38条例37・追加、昭40条例14・昭40条例32・昭41条例29・昭42条例33・昭43条例21・昭44条例23・昭51条例23・昭

53条例8・昭54条例41・昭55条例49・昭56条例75・昭58条例19・昭58条例32・昭59条例59・昭61条例13・昭62条例12・昭63条例15・平元条例15・平2条例16・平4条例23・平5条例26・平6条例13・平7条例33・平8条例28・平9条例13・平10条例19・平12条例38・平13条例5・平14条例24・平15条例17・平16条例14・平17条例18・平18条例30・平19条例11・平20条例3・平21条例18・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令3条例17・令4条例22・令5条例29・令5条例80・令6条例15・一部改正)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 **7,365円**

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 **1万2,275円**

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 **1万9,640円**

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 **2万4,550円**

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 **2,475円**

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 **4,125円**

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 **6,600円**

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 **8,250円**

(令4条例22・追加、令5条例29・令6条例15・一部改正)

53条例8・昭54条例41・昭55条例49・昭56条例75・昭58条例19・昭58条例32・昭59条例59・昭61条例13・昭62条例12・昭63条例15・平元条例15・平2条例16・平4条例23・平5条例26・平6条例13・平7条例33・平8条例28・平9条例13・平10条例19・平12条例38・平13条例5・平14条例24・平15条例17・平16条例14・平17条例18・平18条例30・平19条例11・平20条例3・平21条例18・平22条例20・平23条例17・平24条例11・平25条例20・平26条例10・平27条例18・平28条例26・平29条例17・平30条例22・平31条例16・令2条例12・令3条例17・令4条例22・令5条例29・令5条例80・令6条例15・一部改正)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 **7,095円**

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 **1万1,825円**

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 **1万8,920円**

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 **2万3,650円**

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 **2,520円**

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 **4,200円**

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 **6,720円**

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 **8,400円**

(令4条例22・追加、令5条例29・令6条例15・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料につい

て適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、
なお従前の例による。